

# まるごみ憲章

## ●まるごみへ賛同参加するには

まるごみへの賛同参加について、理念や基本を理解して手を伸ばしていただける方は全て参加でき、お住まいの市町村にてまるごみ〇〇〇を立上げることができます。ただし、人の道から外れるような行いをした方はまるごみの権限をもってお辞めていただくこととします。

## ●まるごみ理念

『同じ日・同じ時間・同じ想いで楽しくゴミ拾い』をモットーに、『自分の意思でゴミを拾えば捨てない気持ちが生まれる』この思いを第一に強制的なゴミ拾いではなく賛同参加型のゴミ拾いを理念とする。

## ●基本活動

『ゴミ拾いで繋がり、もしもの時には助け合う活動』月一回のゴミ拾い『月一恒例ゴミ拾い』の実施、年一回のゴミ拾い祭り『日本まるごとゴミ拾い』への参加がまるごみ活動の基本活動となります。また、災害発生時にはまるごみの繋がりを持って災害支援を行います。

## ●月一ゴミ拾いと年一ゴミ拾い祭りの意味

年一のゴミ拾い祭りを通じて月一ゴミ拾いへのPRの場といたします。普段ゴミ拾いなど行わない方へ、『ゴミはゴミじゃなくチケットになる』という企画で、賛同著名人と一緒にゴミ拾いを行い、ゴミ拾いの後のイベントを行います。賛同著名人に会いたいと言う不純な動機でたとえ参加する方でも、ゴミを拾えば『捨てない気持ち』が芽生えます。

## 【注意点】

・イベントのための年一ゴミ拾いであってはなりません。※あくまでも趣はゴミ拾いです。

・参加者への条件としてゴミ拾い中の賛同著名人との写真撮影やサインなど控えさせること。

## ●協賛金・助成金について

1、なんらかの協賛等を受けた場合、必ずその収支報告を本部に行って下さい。※報告書の書き方は別紙参照

2、まるごみという名前でお受けする場合には定款や規約、印鑑が必要となりますので本部で

ある特定非営利活動法人まるごみ JAPAN が一旦お受けして銀行への振込手数料などを差引いた額を各市町村の代表の団体へお振込みを致します。

●グッズ販売など利益を得る

まるごみ〇〇〇でオリジナルの商品を作り販売などを行う場合、事前にその商品の詳細をお送りいただき、売上なども含め収支報告をお願いします。